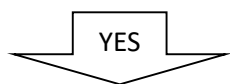


情報公開の手続きについて

- ◆ 情報公開法の定めるところにより、どなたでも、NEDOに対して、NEDOの保有する法人文書の開示請求をすることができ、開示請求された法人文書は、原則として開示することとされています。
- ◆ また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）による請求も認められています。
- ◆ 決裁、供覧等手続を終了したものに限らず、役職員が職務上作成し、用いたものとしてNEDOが保有する文書、図画及び電磁的記録（フロッピーディスク、録音テープ、電磁的データ等に記録された電子情報）が開示請求の対象となります。ただし、書籍、官報、白書、新聞、市販物や、博物館、公文書館その他これに類する機関において、一般に閲覧に供するために特別の管理されている歴史的資料等は除かれます。
- ◆ 開示請求書に必要な事項を記載して、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の情報公開窓口に郵送するか又は提出してください。
- ◆ 開示請求には、300円の手数料（開示請求手数料）が必要です。
開示請求手数料は、指定する金融機関に納付してください。また、定額小為替による納付も可能です。納付証明書の写しや定額小為替を開示請求書に添付して、窓口に郵送又は提出してください。
- ◆ NEDOの情報公開窓口では、情報公開の制度の仕組みや開示請求手数料等に関する相談、問い合わせに対して、案内や情報の提供を行います。
NEDOの保有している法人文書ファイル管理簿の検索も可能です。
- ◆ 不開示決定、一部開示決定等に不服がある場合は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対して、審査請求をすることができます。国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は審査請求があったときは、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、諮問に対する答申を受けて、審査請求に対する裁決または決定を行います。
- ◆ なお、審査請求とは別途に、裁判所に対して決定等の取消を求める訴訟を提起することもできます。

◆ 「情報公開」請求の流れ
情報公開の手続きは主に下図により行われます。



① 「開示請求書」を下記所在地に郵送いただくか、NEDOの16F総合受付においていただき（事前のご連絡をお願いいたします）、「情報公開開示請求」されることを受付スタッフにお知らせください。開示請求事務の担当者が情報公開窓口へご案内いたします。

<所在地>

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

ミュージア川崎セントラルタワー

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

TEL:044-520-5100

② 「開示請求書」に所定の内容を書き込み郵送または提出してください。

この際、**1件につき開示手数料300円**が必要となります。

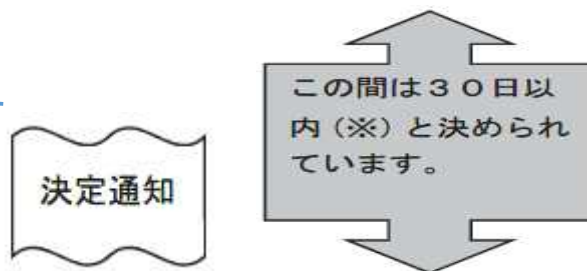
口座振込のほか現金又は定額小為替証書による納付が可能です。

<振込先>

みずほ銀行 東京営業部 普通預金 口座番号 4054094

名義：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

③ 「開示請求書」の内容 及び「手数料の徴収」を確認し、不備がなければ受理します。



※期限の延長又は期限の特例が適用される場合は異なります。

④ 開示請求の内容を審査し、対象の情報について全部開示するか・部分開示するか・不開示とするかを決定し、請求者に書面で通知します。

⑤ 開示決定等の内容に基づき開示（又は部分開示）を行います。（写しの送付の場合は、郵送費用として郵便切手の納付が必要です。）